

2026 年度 ヘルスケアデータ連携システム研究公募実施要領

ヘルスケアデータ連携システム研究公募実施要領は、神戸市が運営するヘルスケアデータ連携システム（以下「本システム」という。）からデータを提供する研究候補を決定するための公募手続き等を示したものである。

1. 本システムの概要及び目的

(1) 概要

本市では、科学的根拠に基づく保健事業の推進による市民サービスの向上を目指し、医療・介護のレセプトデータや健診データを連結・匿名化した「ヘルスケアデータ連携システム」を運用している。

【本システムに含まれるデータ概要】

- ・医療レセプトデータ（国保・後期高齢者・生活保護）
- ・介護レセプトデータ
- ・介護認定調査票
- ・健診(国保・後期高齢者・歯科・乳幼児健診等)／検診データ（がん検診）
- ・被保護者調査のための行政記録情報
- ・予防接種の接種状況
- ・救急隊出動情報及び傷病者情報
- ・転入・転出・死亡日等

※本システム及びデータの詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a15830/kenko/souzoutoshi/health-care-system2.html>

(2) 目的

本システムからデータを提供し得られた研究成果から、科学的根拠に基づく本市保健事業等を推進することで、健康寿命の延伸や健康格差の縮小による市民の健康増進等を目指します。

2. 公募概要

(1) 申請要件

下記①～⑥の要件を全て満たし、日本国内に拠点を有する学術機関及び医療機関。

- ① 申請機関内に倫理審査委員会（「研究倫理審査委員会報告システム（厚生労働省）」に登録済み）が設置されている。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は、再生手続きを行っている者でないこと。

- ④ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要項に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に基づく、除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。

(2) テーマ

下記のいずれかに該当する研究提案を募集します。

- ① 肥満や痩せなどの健康課題への早期介入のため、乳幼児期から学童期における健康状態（体格等）の変化とその要因、および、効果的な介入やハイリスク層を明らかにする研究
(神戸市における研究活用例)
様々な健康状態の変化が発生する時期やその要因を明らかにすることで、効果的な介入時期や介入方法を検討します。

- ② こどものむし歯の地域格差の縮小のため、重点ターゲットとすべき地域・ハイリスク層や、効果的な介入を明らかにする研究
(神戸市における研究活用例)
特にアプローチが必要な属性や介入のタイミングを明らかにすることで、神戸市での歯科保健指導内容の充実を図り、生涯に渡る口腔機能向上のための施策を検討します。

(3) 採択件数

採択する研究は、原則1テーマにつき1件、最大2件とします。

(4) 研究実施期間

倫理審査委員会承認日から原則3年以内（本市倫理審査委員会承認日を起点とする）とします。但し、本市が必要と認めた場合に限り、延長できるものとします。

(5) 費用負担

研究実施に係る一切の費用は申請機関による負担とします。なお、本市から申請機関へのデータ提供は無償で行います。

3. 申請方法、審査方法等

(1) 申請の流れ

申請にあたっては、まず指定の URL よりエントリーを行って下さい(下記①参照)。
その後、申請機関毎に事前相談を実施しますので、事前相談後に研究公募申請書をご提出ください。

① 研究公募エントリー

〈エントリー期間〉

2026年6月3日(水)～6月19日(金)まで

※上記期間までにエントリーがない場合、事前相談以降の手続きには進めませんので、ご注意ください。

〈エントリー方法〉

下記 URL よりお申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/r8healthcare-entry>



② 事前相談(必須)

- ・事前相談では、研究の実現可能性や提供データ等に関する確認を行います。
エントリー時に希望日をご記載下さい。
- ・事前相談日の4開庁日前までに研究概要(任意様式または研究公募申請(案))
を下記【送付先】へメールにてご提出ください。
- ・必要に応じて申請書類の追記・修正等をお願いする場合があります

③ 研究公募申請書の提出

研究公募申請書は、事前相談後に電子メールにて下記【送付先】へご提出ください。

【送付先】

神戸市健康局政策課 データ利活用担当: hcd@city.kobe.lg.jp

(2) スケジュール

内容	日程
エントリー期間 <u>※期間内にエントリーがない場合、事前相談以降の手続きには進めません。</u>	2026年6月3日(水) ～6月19日(金) 17時まで

事前相談（必須）	2026年7月2日（木） ～7月28日（火）
研究公募申請書 提出期限	2026年8月7日（金）17時必着
選定審査（データ活用検討会） ※申請者の方からプレゼンテーションを行っていただきます。	2026年8月下旬～9月上旬（予定） ※詳細が決まりましたら別途お知らせします。
選定結果通知	2026年9月下旬（予定） ※研究公募申請書に記載のメールアドレスへ通知します。

(3) 審査方法・審査基準

- ① 本市職員で構成する「データ活用検討会」において審査を行い、最大2件を選定します。
- ② 審査にあたって、申請者によるプレゼンテーションを行っていただきます。日時等の詳細は、別途お知らせします。
※1テーマにつき5件以上の応募があった場合は書面審査を行う場合があります。
- ③ 研究の選定にあたっては、研究内容が本システムの事業目的および公募テーマに即しているか、研究方法が具体的かつ適正であるか、市民の健康課題の解決に資するものか、施策への活用が期待できるか等の観点で総合的に審査します。
- ④ 評価の視点は以下のとおりです。詳細は別紙「評価基準」を参照してください。
 - (ア) 研究内容【25%】
 - (イ) 研究方法の具体性・実効性【30%】
 - (ウ) 期待される研究成果【30%】
 - (エ) 研究体制【15%】
- ⑤ 審査の結果、評価点の合計（以下「総合点」という。）の原則各テーマ上位1件を選定します。
※各テーマの応募状況により、1テーマ上位2件以上選定する場合があります。
- ⑥ 応募研究が1件であった場合は、総合点が6割以上であれば選定します。
- ⑦ 総合点が同点の者が複数いる場合は、原則として「(ウ) 期待される研究成果」の評価点が一番高い応募研究を選定します。
- ⑧ 研究の選定にあたっては、市民アドバイザーの意見を聴取し、選定にあたっての参考とします。

(4) 倫理審査委員会による承認

データ提供にあたっては、データ活用検討会において採択された申請機関は、各機関に設置された倫理審査委員会（「研究倫理審査委員会報告システム（厚生労働省）」に登録済み）及び、「神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会」の双方の承認を得る

必要があります。なお、双方の倫理審査委員会の承認が得られない研究には、データ提供を行えません。

【参考】神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会

<https://www.city.kobe.lg.jp/a15830/shise/committee/hokenfukushikyoku/rinrishinsa/index.html>

(5) データ提供に係る覚書の締結

「神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会」にて承認された後、データ提供に係る覚書を締結します。

【特に確認いただきたい留意事項】

- ① 本市から提供するデータは、申請機関が当該研究を実施するために必要な範囲内でのみ利用することを許諾し、提供データを第三者へ提供・開示・漏洩することを禁じます。データの利用範囲については、事前に研究計画書に研究協力者（共同研究者）等として定められた範囲に限るものとします。
- ② 申請機関は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するとともに、個人情報保護法やその他法令及びガイドラインを遵守した取り扱いが必要です。対象データはインターネットに接続していない環境でご使用ください。また、情報管理の観点から、クラウドサービスやサーバー等への保存は行わないでください。
- ③ 提供データの利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権（研究成果等）は、申請機関に帰属します。ただし、上記知的財産権は本市の政策実現のために、本市が無償で利用できるものとします。
- ④ 研究の中止または終了、もしくは論文等の研究結果の公表日から指定される期間のいずれか遅い方の期日まで保管した後、速やかに市が指定する方法で提供データを全て削除又は消去が必要です。（データ削除・消去にかかる費用は申請機関でご負担ください）

(6) データ提供

覚書締結後、本覚書に基づき神戸市が指定する方法でデータの提供を行います。

(7) 中間報告書の提出・中間報告会の実施

研究実施期間が複数年にわたる場合は、2027年度中に進捗状況及び分析結果に関する中間報告書を本市へ提出してください。以降、毎年3月に同様に中間報告書を本市へ提出するとともに、本市へ中間報告会を実施してください。

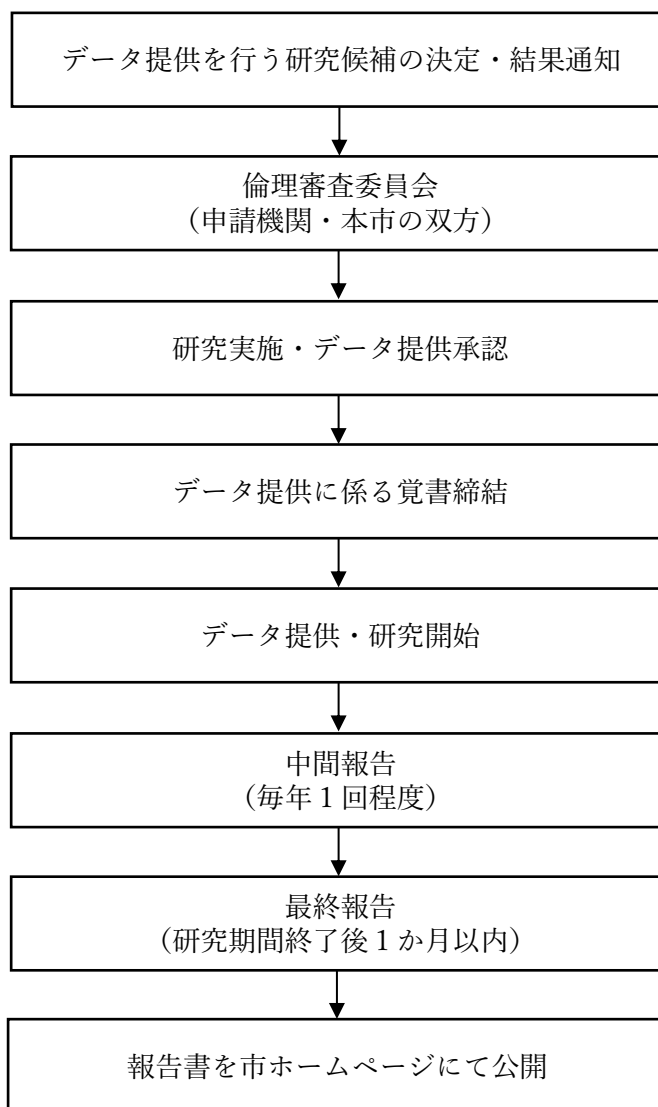
【提出書類】 中間報告書

(8) 最終報告書の提出・最終報告会の実施

研究実施期間終了後1か月以内に、研究成果報告書（本市報告用と本市ホームページ公開用（概要版）の2種類）を本市へ提出するとともに、本市へ最終報告会を実施してください。なお、報告書（概要版）は、市民向けに本市ホームページへ掲載します。

【提出書類】最終報告書（本市報告用と本市ホームページ公開用（概要版）の2種類）

【参考】審査結果通知後のスケジュール



4. 問い合わせ先

神戸市健康局政策課 データ利活用担当

e-mail : hcd@city.kobe.lg.jp

評価基準

評価項目	評価事項	配点
研究内容 (100点)	研究内容が本システムの事業目的に沿っているか	40
	研究内容が公募した研究テーマに即しているか	40
	提供希望データの範囲は適正か	20
研究方法の具 体性・実行性 (120点)	研究方法が具体的かつ適正か	60
	実施計画が具体的でスケジュールに無理がないか	60
期待される 研究成果 (120点)	市民の健康課題の解決につながる研究であるか。	60
	施策への活用が期待できるか。	60
研究体制 (60点)	レセプトデータなどの分析が可能な体制(研究人員体制、個人情報の管理体制、研究機材等)であるか	40
	研究分担者との役割分担が適切か。	20